

ヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を求める意見書の提出について

ヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年5月31日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，  
総務大臣，厚生労働大臣宛て

京 都 市 会 議 長 名

ヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方，内部障がいや難病の方又は妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が，周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては，平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ，導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に，ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として追加され，国としての統一的な規格となつてからは，その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては，援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと，周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため，今後は，その意味を広く国民全体に周知し，思いやりのある行動を更に進めていくことが重要となる。

京都市では，市バス・地下鉄においてステッカーなどにより啓発を進めるとともに，消防局がいわゆる災害時避難困難者を対象とした安心カードを配布しているが，保健福祉局が推進するヘルプマーク事業と融合するべく検討を重ね，京都市版ヘルプカードを導入する方針を明らかにしたところである。

しかし，国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また，公共交通機関へのヘルプマークの導入など，課題も浮き彫りになってきているところである。

よつて国におかれては，心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を図るため，下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 「心のバリアフリー推進事業」など，自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取組に対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用に加え，NPOや民間事業者の協力も得ながら，国民への更なる情報提供や普及，理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など，自治体間をまたがる公共交通機関では，ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため，全国に広く普及するよう，国が主体となつて推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。